

◎新潟県告示第410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年4月5日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 148号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市上刈六丁目1052番4から	新	12.2～54.2メートル	425.6メートル
同市上刈六丁目1538番1まで	旧	12.2～47.0メートル	433.2メートル

備考 路線の重用

一部区間県道西中糸魚川線と重用